

商店街活力UP事業費補助金Q & A

Q1 商店街活性化・課題解決モデル事業とは何か。

A1 商店街とし連携して実施する商店街又は周辺地域の活性化・課題解決に資する事業のことをいう。例えば、次のような例が想定される。

(例：DX推進、インバウンド対策、魅力発信、買い物弱者対策、後継者育成 等)

Q2 実施主体の要件は何か。

A2 補助対象事業を実施しようとする団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体の責任者及び管理監督者として、18歳以上の者が1人以上いること
- (2) 暴力団、あるいは宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (3) 愛媛県が構成員となっている団体でないこと（オブザーバーを除く）
- (4) 市町及び市町のみで構成された団体でないこと

例えば次のような団体を想定している。

(例：商店街（振興組合、協同組合、任意団体等）、商工会・商工会議所、高齢者支援・子育て支援・文化活動・農業従事者団体、学生グループ等)

Q3 個人での申請は可能か。

A3 不可とする。

Q4 未成年者のみの場合は申請可能か。

A4 不可とする。団体の責任者及び管理監督者として、18歳以上の者が1人以上いることが必要。

Q5 官民共創枠とは何か。

A5 複雑化する課題解決に向け、官民一体での取組を促進していくことを目的として創設したもの。一般枠よりも補助限度額を上乗せすることとしている。

Q6 共創パートナーとは何か。

A6 官民共創拠点「E:N BASE」の主体的な活用や共創活動への積極的な参画を通じて、県と共に共創を推進する法人・団体のこと。

Q7 共創パートナーと連携していることとは何か。

A7 補助対象事業を共同で実施していることをいう。

Q8 官民共創拠点「E:N BASE」とは何か。

A8 愛媛県庁第二別館1F、2Fに開設している官民共創拠点のこと。

詳しくはこちら <https://en-base.pref.ehime.jp/>

Q9 官民共創拠点「E:N BASE」を活用するとは何か。

A9 次を想定している。また、事業計画書にも、事業実施の上での活用方法について記載いただくこととしている。

- ・利用のための会員登録（無料）
- ・拠点機能の利用（直接来訪が難しい場合でも、電話やメール等でコミュニティマネージャーに相談する等の方法も可能なため、E:N BASEにご相談ください。）

Q10 3以上の団体で共同実施するとはどのような場合が想定されるか。

A10 例えば、次のような例を想定している。（あくまで一例）

例1：商店街、学生団体、IT系会社（共創パートナー）

例2：商店街、商工会議所、不動産会社（共創パートナー）

例3：商店街1、商店街2、広告系会社（共創パートナー）

Q11 官民共創枠の補助限度額について、総額240万円の事業を想定しているが、設備・備品購入費とそれ以外の経費について2分の1ずつでなければならないか。

A11 経費区分ごとの補助限度額以内であれば差し支えない。

例 補助対象経費240万円（設備・備品購入費225万円、それ以外の経費15万円）
補助額160万円（設備・備品購入費150万円、それ以外の経費10万円）

Q12 提出方法は。

A12 商店街又は実施主体が所在する県内市町の担当課へ提出いただく。2以上の県内市町にまたがる場合は、いずれかの県内市町の担当課へ提出いただく。

Q13 申請すれば必ず採択されるか。

A13 必ずしも採択されるとは限らない。申請いただいた後、審査会にて審査を行う。その中で、一定の基準を満たしたものについて採択することとしている。